

熱中症予防対策に関する自主点検の結果について

令和7年8月
横須賀労働基準監督署

1 対象

熱中症による労働災害の発生リスクが高いと思われる業種の建設業（建設現場を含む）、製造業、清掃業、警備業の事業場を対象として、自主点検の実施を依頼しました。

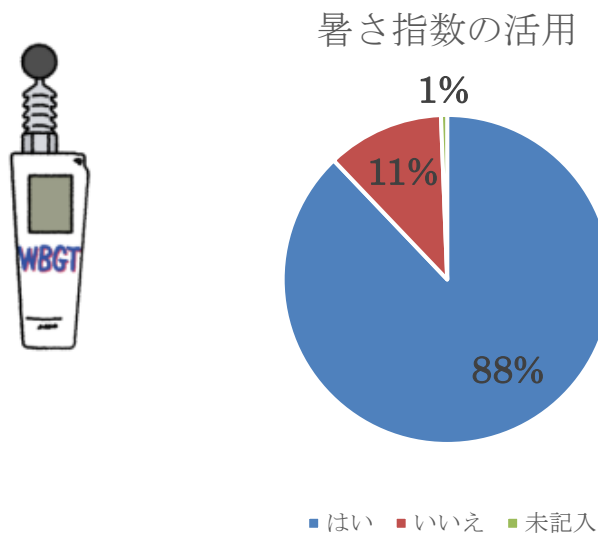


2 提出事業場数 165事業場

3 自主点検結果

(1) 暑さ指数の活用

点検項目：暑さ指数を活用して、熱中症予防対策を実施していますか



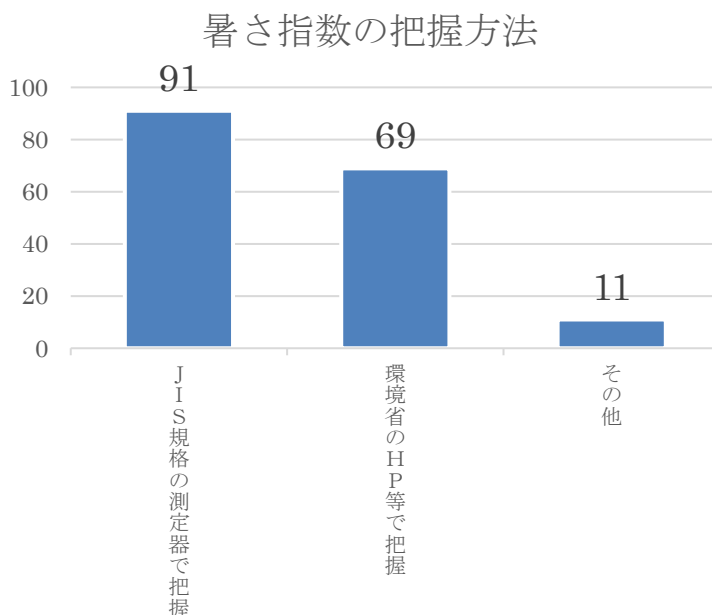
88%の事業場で暑さ指数を活用していました。

建設現場では全て（100%）の事業場で暑さ指数を活用していました。

熱中症発症のリスクを客観的に評価するためには、気温だけではなく、湿度や日射・輻射熱等を考慮する必要がありますが、そのためには暑さ指数を活用することが有効です。

(2) 暑さ指数の把握の方法

点検項目：暑さ指数はどのように把握していますか（複数選択可）



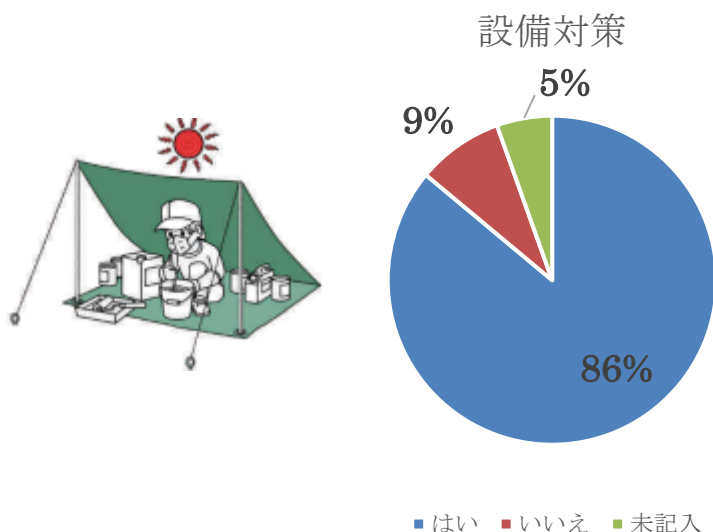
暑さ指数の把握方法で最も多いのは「JIS規格の測定器」で、91事業場（55%）で使用されていました。

その他は「温度計・湿度計で把握」、「天気予報で把握」などでした。

地域毎の暑さ指数のみならず、JIS規格の測定器で実測することで、作業場所の熱中症発症リスクを把握することができます。

(3) 設備対策

点検項目：暑さ指数低減のために、直射日光を遮る屋根の設置や通風・冷房設備の設置等の設備対策をしていますか

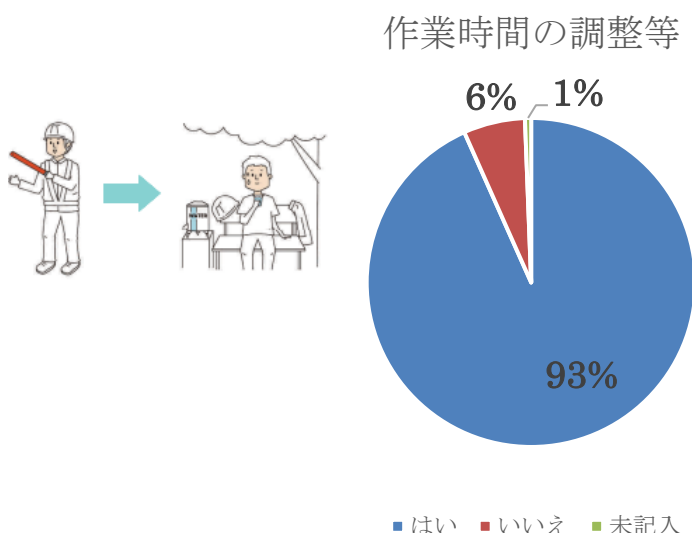


86%の事業場で何らかの設備的な対策を行っていました。
製造業では98%の事業場で行っていました。

簡易な屋根、通風・冷房設備、散水設備等を設置することで暑さ指数を低減させることができます。

(4) 作業時間の調整・休憩時間の確保

点検項目：作業計画等を策定して、作業時間の調整や休憩時間を確保していますか

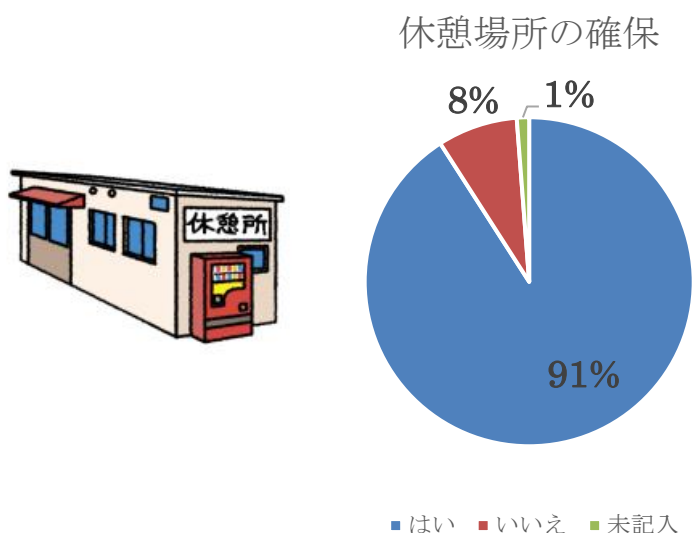


93%の事業場で作業時間の調整や休憩時間の確保をしていました。
警備業では全て(100%)、建設現場では98%の事業場で行っていました。

暑さ指数が高いときは、単独作業は控えて、こまめに休憩をとるなどの工夫をすることが重要です。

(5) 休憩場所の確保

点検項目：作業場所の近くに、休憩場所（冷房の効いた部屋や日陰など）を確保していますか



91%の事業場で休憩場所を確保していました。
建設現場では全て(100%)の事業場で行っていました。

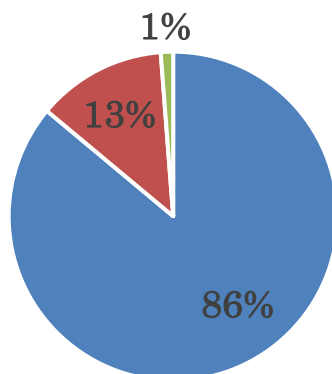
休憩場所には、身体を適度に冷やすことのできる物や設備(氷、おしぼり、シャワー等)を備えておくことが効果的です。

(6) 深部体温の降下

点検項目：作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる措置をしていますか



深部体温の降下



86%の事業場で深部体温を下げる措置をしていました。

建設業では91%の事業場で行っていました。

あらかじめ体温を下げておくと、作業中に体温が上がるのを緩やかにすることができます。

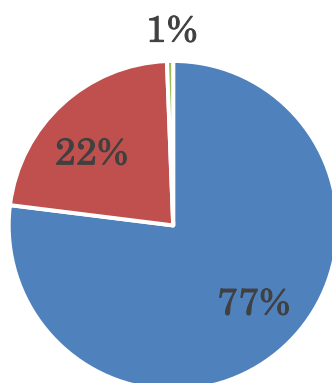
(7) 順化期間の設定

点検項目：計画的に、暑さに慣れ、環境に適応するための「順化」期間を設けていますか



たとえ数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はゼロに

順化期間の設定



77%の事業場で暑さに慣れ、環境に適応するための順化期間を設けていました。

他の点検項目と比較すると実施率が低くなりました。

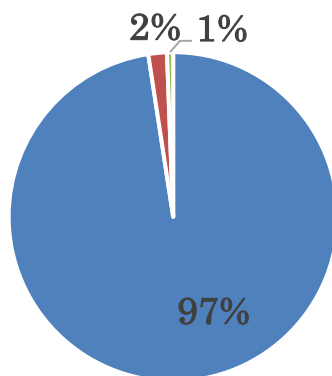
暑さに慣れていない場合は、7日以上かけて高温多湿での作業時間を計画的に長くすることが効果的です。

(8) 作業場所等での水分・塩分の補給

点検項目：作業場所や休憩場所で水分・塩分を補給できるようにしていますか



水分・塩分の補給



97%の事業場で水分・塩分を補給できるようにしていました。

建設現場では全て(100%)の事業場で行っていました。

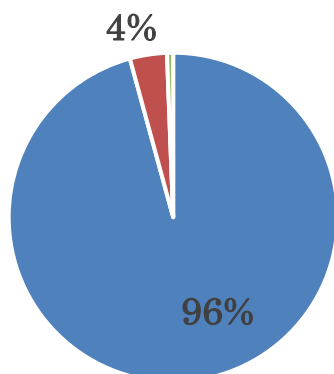
体内の水分及び塩分のバランスが崩れたりすることなどにより発症する障害の総称を熱中症といいます。容易に水分・塩分を補給できる職場環境を整備してください。

(9) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取

点検項目：自覚症状（のどの渇き）の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか



水分・塩分の摂取



■ はい ■ いいえ ■ 未記入

96%の事業場で自覚症状の有無にかかわらず、水分・塩分を摂取させていました。

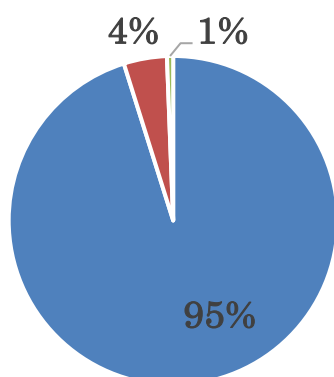
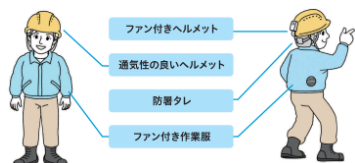
警備業では全て(100%)の事業場で行っていました。

摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、定期的な摂取状況の確認をしてください。

(10) 透湿性・通気性のよい衣服等の着用

点検項目：労働者に、透湿性・通気性のよい服や帽子を着用させていますか

通気性のよい衣服等の着用



■ はい ■ いいえ ■ 未記入

95%の事業場で透湿性・通気性のよい衣服等を着用させていました。

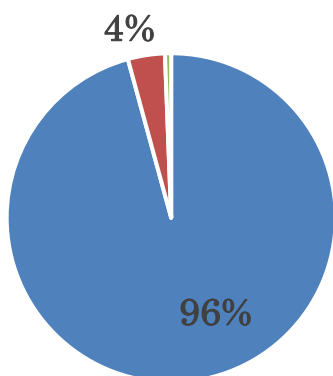
警備業では全て(100%)の事業場で行っていました。

熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装、直射日光下では、通気性の良い帽子(クールヘルメット)などを着用させることが効果的です。

(11) 健康状態の把握による作業場所の変更等の配慮

点検項目：睡眠不足や体調不良等の労働者の健康状態を把握して、作業場所の変更等の配慮をしていますか

健康状態の把握



■ はい ■ いいえ ■ 未記入

96%の事業場で健康状態を把握して作業場所の変更等の配慮をしていました。

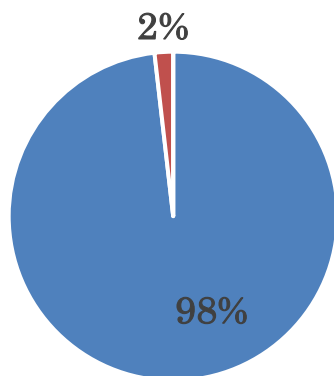
建設現場と警備では全て(100%)の事業場で行っていました。

糖尿病、高血圧症、心疾患等の疾患や、睡眠不足、前日の飲酒、朝食の未摂取等は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。健康状態を確認して就業上の配慮をしてください。

（１２）熱中症予防教育の実施

点検項目：熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか

熱中症予防教育



■ はい ■ いいえ ■ 未記入

98%の事業場で熱中症予防の教育を行っていました。

建設現場と清掃業では全て（100%）の事業場で行っていました。

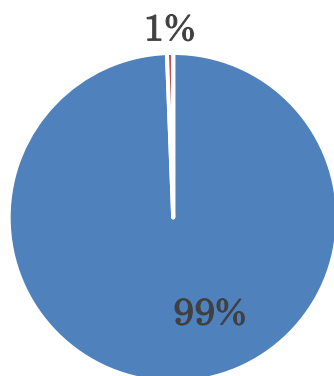
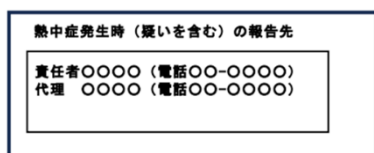
熱中症の症状や予防方法、緊急時の救急処置などについての教育を行ってください。厚生労働省のHPに動画教材が掲載されていますので活用してください。

（１３）報告体制の整備

点検項目：「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が報告するための体制を整備して周知していますか

報告体制の整備

事業場における報告先の掲示例



■ はい ■ いいえ ■ 未記入

99%の事業場で報告体制を整備して周知を行っていました。

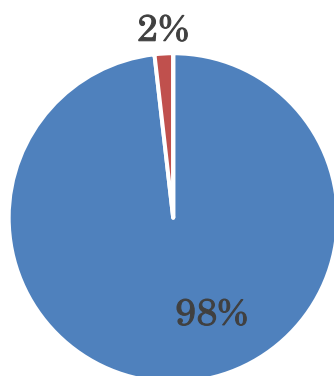
建設現場、製造業、清掃業、警備業では全て（100%）の事業場で行っていました。

熱中症（疑い含む）の症状が現われたときに、適切に対応するために報告体制を整備してください。

（１４）重篤化の防止

点検項目：熱中症の症状の悪化を防止するための措置内容（身体の冷却、医療機関への搬送等）及びその実施の手順を定めて周知していますか

重篤化の防止



■ はい ■ いいえ ■ 未記入

98%の事業場で悪化を防止するための措置内容及び手順を定めて周知を行っていました。

建設業（現場含む）と警備業では全て（100%）の事業場で行っていました。

熱中症の症状を悪化させないために、応急処置をとり、必要に応じて医療機関に搬送してください。